

泉州バリアフリー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、泉州バリアフリー協会という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を大阪府阪南市下出に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は泉州地域におけるバリアフリーを推進、情報発信することによって、バリアフリーマーケットを確保し、循環型地域経済の再構築を目指す。またユニバーサルツーリズムの観点から、地域の豊かな自然環境、産業、歴史など様々な観光資源をあらゆる人が享受できるよう、また迎える側は『おもてなしの心』をもって紹介し、障がい者や高齢者が健常者と共に暮らすノーマライゼーション社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 産業振興、まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (6) 障がい者の自立と共生社会（障がいがある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながらともに生きる社会をいう。）の実現を図る活動。

第3章 会員

(条件)

第5条 この会の会員条件は、第3条の目的に賛同するものとする。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第7条 この会には次の役員を置く

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人（理事の中から）
- (3) 理事 6人以内
- (4) 事務局 1人
- (5) 監事1人

(職務)

第8条 理事長はこの会を代表し、その業務を総理する。副理事長は、理事長を補佐し、代表に事故があるとき又は理事長がかけたとき、は職務を代行する。

(任期等)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第5章 運営、定款の変更

(運営)

第10条 必要に応じて適宜、運営委員会を開催する。重要事項については、会員全員による運営会議を行ない円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意を持って決定する。

(定款の変更)

第11条 この定款は、会員の過半数の同意を持って改正することができる。

附則

- 1 この定款は平成30年4月1日より適用する。